

小矢部市議会災害時BCP（業務継続計画）

平成30年9月

1 目的

小矢部市議会災害時BCPは、小矢部市内で大規模災害等が発生した場合に、小矢部市議会の対応について必要な事項を定め、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的とする。

2 本BCPが想定する大規模災害等

本BCPにおいて大規模災害等とは、市の地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される基準を概ね準用するものとする。

| 災害種別 | 災害内容 |
|------|--|
| 地震 | 本市で震度5強以上の地震 |
| 風水害 | 台風、暴風、豪雨、洪水、大雪、土砂災害などで局地的又は、広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの |
| その他 | 自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの |

3 災害時の議会、議員、議会事務局の役割

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、大規模災害等が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要がある。そのためにさまざまな災害を想定し、対応する体制を整えなければならない。加えて災害の復旧・復興時にあつては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

- ①本BCPが対象とする大規模災害等が発生したときは、小矢部市議会は、市対策本部設置後、速やかに小矢部市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。
- ②市対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるように、市対策本部から災害状況等の情報の提供を受け、必要な協力及び支援を行う。また、議員からの災害情報を整理し災害対策会議を通じて市対策本部に提供する。
- ③市対策本部と連携・協力し、国・県等の関係機関に対して復旧・復興要望活動などを行う。
- ④早期の復旧・復興に向け、予算及び必要な事項について速やかに審議する。

(2) 議員の役割

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場(非代替性)を踏まえて、活動にあたらなければならない。

- ①地域の災害救援活動及び災害復旧活動の協力・支援を行う。
- ②市対策本部が応急活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。
- ③災害対策会議からの情報を市民に提供する。

(3) 議会事務局の役割

市対策本部が設置された場合、議会事務局は通常業務に優先して速やかに災害対策の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合は速やかに市議会事務局に集合し、災害対応業務に当たる。

- ①議会事務局員の安否確認をする。
- ②議員の安否確認をする。
- ③災害対策会議の開催準備を行う。また、事務の補佐を行う。
- ④市対策本部との連絡体制の確保をする。
- ⑤災害関係情報の収集に努める。
- ⑥市庁舎の議会階の被災状況により、会議場所の確保を行う。

4 災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市対策本部の設置後、災害対策会議を設置し災害対応に当たる。

災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員長、各会派代表者で組織する。

議長は、災害対策会議の会長として会を代表し、その事務を統括する。

副議長は副会長として、会長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代理する。

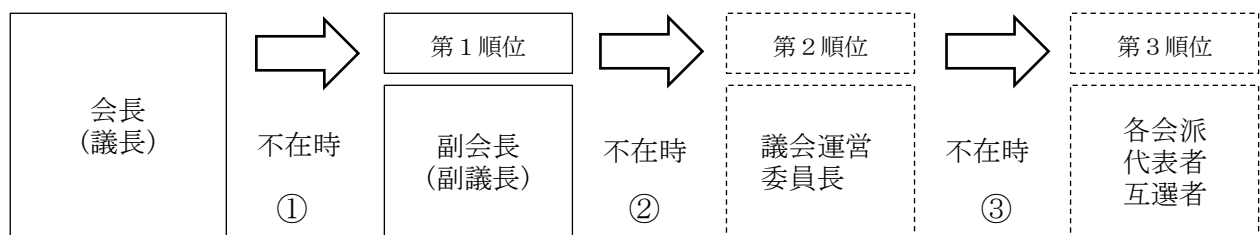
会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、議会運営委員長を第2順位、各会派代表者互選者を第3順位とする。

議会が概ね正常化できるまでの間、議会としての取り組みは災害対策会議に一元化する。災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- ①議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- ②議員の招集に関すること。
- ③市対策本部から情報提供を受け議員に情報の提供を行うこと。
- ④議員等から情報を収集・整理し、市対策本部に情報の提供を行うこと。
- ⑤国・県その他の関係機関に対する要望などに関すること。
- ⑥市対策本部からの依頼事項に関すること。
- ⑦その他会長が認める事項

(災害対策会議の指揮・命令系統)

災害対策会議において、会長(議長)の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定める。



5 災害発生時の対応

(1) 会議（本会議・委員会）中に災害が発生した場合

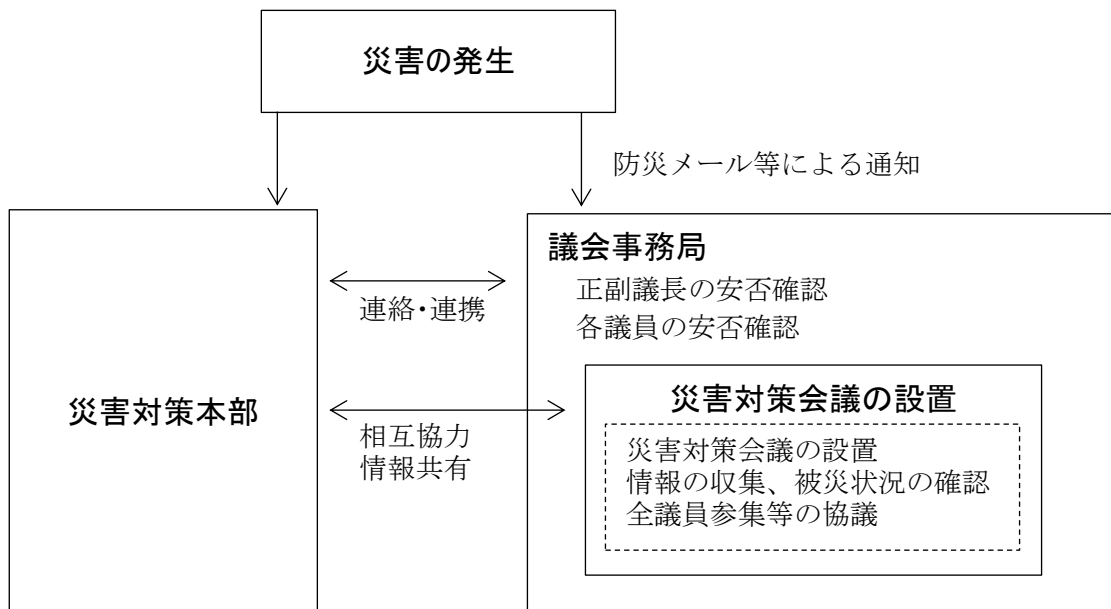
議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

(2) 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日等）に災害が発生した場合

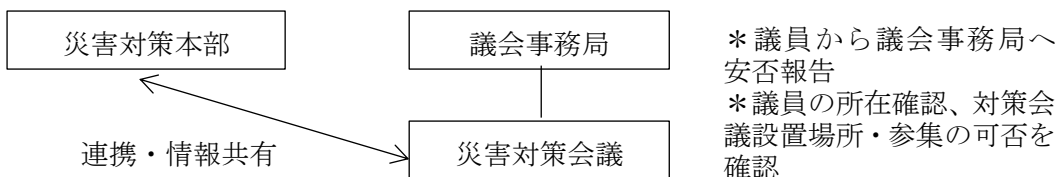
議員は、速やかに自身と家族の安全を確保したうえで、被災者の安全を確保する。また、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる手法、体制を確保し、自宅待機又は地域での災害情報の収集や支援活動にあたる。

(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



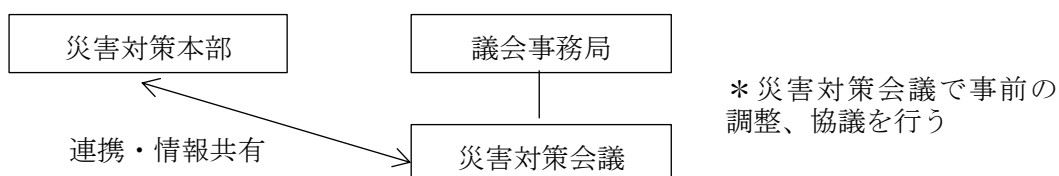
(災害時の行動形態)

初動期（発災後～3日）：議会事務局職員参集、災害対策会議の設置、安否確認の実施情報の収集



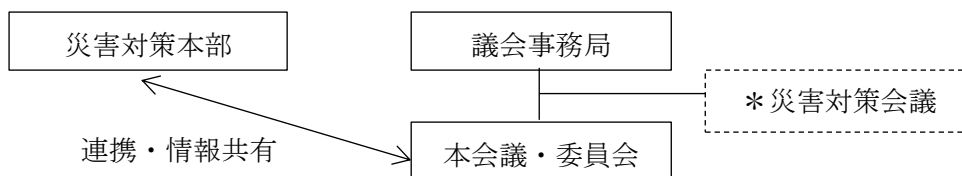
※議員は、災害対策会議から参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の運営に協力するなど、地域での活動などに専念する

中期（発災後3日～7日）：災害情報の収集、把握、共有



※議員は、災害対策会議から参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する

後期（発災後7日～1ヶ月）：議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算等を審議する

1ヶ月～：常時の議会組織体制へ
※復興計画などについて、議会として審議する

6 その他

(1) 本BCP計画の見直し

防災に関する訓練や情報等で得られた課題等について、的確に本BCPに反映させ本BCPをレベルアップさせる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

(2) 本BCPの見直し体制

本BCPの見直しは、議長及び議会運営委員会において協議するものとする。